

◎大蔵委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月28日 (木)	<p>理事の補欠選任を行った。 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。 民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案の草案について提案者須藤良太郎君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。</p>
2	平成5年12月14日 (火)	<p>平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(閣法第一六号)(衆議院送付) 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(閣法第一七号)(衆議院送付) 右両案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。</p>
3	平成5年12月15日 (水)	<p>平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(閣法第一六号)(衆議院送付) 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(閣法第一七号)(衆議院送付) 右両案について討論の後、いずれも可決した。</p>

4	
平成6年1月27日 (木)	
理事の補欠選任を行った。 請願第九五号外六九件を審査した。	閣法第一六号 賛成会派 自、社、公、連新、民、二院 反対会派 共 欠席会派 なし 閣法第一七号 賛成会派 自、社、公、連新、民、二院 反対会派 共 欠席会派 なし



5	番号	
法律案	件名	
法人税法の一部を改正する	提出者 (月日)	
橋本 敦君 五 一、一八	予備送付 月日	
五 一、二二	衆議院へ 提出	
五 一、二六	付託 委員会	参議院
未了	議決 委員会 議決 本会議	
	付託 委員会	衆議院
	議決 委員会	
	議決 本会議	
五 一、二六 参本会議 趣旨説明	備考	

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（閣法第一六号）

### 要旨

本法律案は、平成五年度における厳しい税收動向等にかんがみ、次のような特例措置を講じようとするものである。

一、国債の元本償還に充てるべき資金としては、前年度首国債総額の一・六パーセント相当額を、国債整理基金特別会計に繰り入れることとされているが、平成五年度においてはこの規定を適用しない。

二、一の国債総額の計算に際し、割引国債については、発行価格を額面金額とみなしているため、発行価格差減額（発行価格と額面との差額）については、その差減額を償還年限で除した金額を、同特別会計に繰り入れることとされているが、同年度においてはこの規定を適用しない。

なお、本法律施行に伴う平成五年度の国債費の修正減少額は三兆四百八十七億円である。

### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国債費繰り入れ特例法案は、平成五年度における租税収入の動向等にかんがみ、同年度における国債の元本償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰り入れ等について、これを停止する特例を設けようとするものであります。

次に、農業共済特別措置法案は、平成五年度において低温等による稲作等の被害が甚大であったことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる同年度の再保険金の支払い財源の不足に対処するため、必要な借入れ等の特別措置を定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、平成六年度予算編成における定率繰り入れ停止の意図の有無、特例公債の六十年償還ルールを短縮化する必要性、輸入米の売買利益を農業共済再保険特会に繰り入れることの妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案（閣法第一七号）

#### 要旨

本法律案は、平成五年度において低温等による水稲等の被害が甚大であったことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため、必要な借入れ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、借入金

平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対しては、不足額が多額に上っている一方、深刻な財政状況にかんがみ、農業共済再保険特別会計の農業勘定において借入金により対処することとし、これに係る債務を弁済するため、新たに借入れを行うことができることとする。

#### 二、一般会計及び食糧管理特別会計からの繰入れ

- 1 借入金の利子相当額については、農業共済再保険特別会計の負担とならないようにするため、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることとする。
- 2 借入金の償還の財源としては、低温等による水稲の被害に

起因して緊急特例的に行う米の輸入により食糧管理特別会計に発生する一時的な利益を充てることとし、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることとするとともに、必要があるときは、一般会計から繰り入れることができることとする。

#### 三、剰余金の処理

一般会計及び食糧管理特別会計による繰入金については、農家の共済掛金負担の軽減を図るため、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定に決算上の剰余金が生じた場合においても、平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額は、農業共済再保険特別会計の農業勘定から繰り戻しを要しないこととする。

#### 委員長報告

前ページ参照

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案（参第一号）

#### 要旨

本法律案は、民間における海外援助事業を推進するため、国等

の所有に属する物品の譲与等に関して必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、各省各庁の長は、その事務又は事業の用に供していた物品につき、民間海外援助団体からその譲与を求め旨の申出があった場合において、開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するものと認めるときは、大蔵大臣と協議の上、当該物品を譲与することができる。

ただし、当該譲与が、宗教上の団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、行われることとなる場合は、この限りでない。

二、物品の譲与を受けた民間海外援助団体は、当該物品に係る民間海外援助事業の実施に関し、各省各庁の長に対し報告しなければならぬ。

三、地方公共団体は、その事務又は事業の用に供していた物品の民間海外援助団体に対する譲与に関し必要な措置を講ずるよう努める。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、昨二十八日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

御承知のように、我が国の経済協力は政府開発援助を初めとして、民間による資金援助、物資援助、人材派遣、研修員の受け入れ等が活発に行われているところであります。

とりわけ、民間海外援助団体の活動は、国民参加による経済協力を推進するという見地から、草の根レベルで開発途上にある海外の地域社会に密着した事業を実施しており、また、災害あるいは食糧危機等の緊急事態に対しても、柔軟かつ迅速な救援活動を展開する等、極めて重要な役割を果たしております。

本法律案は、このような民間の発意に基づく海外援助事業の自主性を尊重しつつ、その活動をより一層推進するため、国等の所有に属する物品の譲与について所要の措置を講じようとするものであります。

その概要について申し上げますと、各省各庁の長は、その事務又は事業の用に供していた物品につき、民間海外援助団体からその譲与を求め旨の申し出があった場合において、開発途上にある海外の地域における住民の福祉の向上に寄与するものと認められるときは、当該物品を譲与することができることといたしております。

また、地方公共団体は、その事務又は事業の用に供していた物

品の民間海外援助団体に対する譲与に関し、必要な措置を講ずるよう努めることといたしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。